

# 令和2年度 第1回 北諏訪区地域協議会

## 次 第

日 時：令和2年5月28日（木）午後6時30分～

会 場：北諏訪地区公民館 集会室

### 1 開 会

### 2 任命書の交付

### 3 委員自己紹介

### 4 地域協議会について説明 … 紙ファイル資料

### 5 協 議

(1) 会長・副会長の選任について … 資料 No. 1

(2) 地域協議会の運営等について

- ・ 座席順
- ・ 会議の招集請求に必要な委員の数
- ・ 会議録の確認者
- ・ 会議の開催日時
- ・ 会議の会場について
- ・ 地域協議会だよりの編集方法等について
- ・ 書面による審議について

(3) 令和2年度地域活動支援事業について …資料 No. 2、資料 No. 3

- ・ 採択方針や審査方法について
- ・ 令和2年度地域活動支援事業提案事業について

### 6 その 他

- ・ 委員証について
- ・ 名刺の作成希望調査
- ・ 地域協議会だよりの原稿依頼

### 7 閉 会

## 第 1 回地域協議会の審議事項(北諏訪区)

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
会長・副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例(以下、「設置条例」という。)第 6 条	会長 1 名、副会長 1 名	
会議の座席順	名簿順 (正副会長の席は詰める)	
会議の招集請求に必要な委員の数 ※設置条例第 8 条第 1 項第 2 号	3 名以上(1/4 以上)	
会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第 5 条第 2 項	会長を除く出席者 2 名(名簿順) が確認	
会議の開催日時	○開催日 会長と日程調整の上決定する。	
	○開催時間 午後 6 時 30 分からの開催を基本とする。	
会議の会場	北諏訪地区公民館	

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
地域協議会だよりの 編集方法	協議会での審議結果等について事務局が編集、原稿を作成する。 (参考：発行回数) 平成 28 年度…3 回 平成 29 年度…3 回 平成 30 年度…4 回 令和元年度…3 回	
書面による審議【新規】	<p>○実施の条件【案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合</li> <li>前項の場合により、当該案件について、会議を招集し、審議するいとまがない場合</li> <li>その他、前 2 項に類するとして会長が認める場合</li> </ul> <p>○実施の判断【案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>正副会長の協議により、会長が決定</li> </ul> <p>○表決【案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見集約の結果及び答申案をもとに、正副会長の協議により会長が決定する</li> </ul>	

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

(地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法)

第 6 条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議(以下「会議」という。)において、委員のうちから選任し、又は解任する。

(会議)

第 8 条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前 3 項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

(会議録)

第 5 条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

# 私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ また、この地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

各地域自治区の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。

まずはお気軽にご相談ください!

- ★ 令和2年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。



## ■募集期間

**令和2年4月1日(水)から5月8日(金)まで**

※業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

## ■実施方法

～事業の内容～

- ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

## ■支援内容

- ・事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

### 《ポイント！》

- ・事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
  - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
  - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
  - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
  - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
  - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
  - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・令和2年度末（3月31日）までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、北部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

## ■補助金額

# 《北諏訪区の予算（配分額）490万円》

補助率 10/10（100%以内）、上限は、北諏訪区の予算の範囲内です。

### 《ポイント！》

- ・補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

## ■応募方法

- ・所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、北部まちづくりセンターに持参してください。（郵送不可）

### 《ポイント！》

- ・応募する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、北部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・応募に必要な様式及びQ&Aは、北部まちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページ（<http://www.city.joetsu.niigata.jp> 「地域活動支援事業」で検索）から様式の電子データをダウンロードすることができます。

## ■提案事業の審査と決定

- ・北諏訪区地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・審査では、提案書についての書類審査のほか、『ヒアリング』を実施した上で、委員協議により総合的に判断します。
- ・審査は、次の視点に基づいて行いますので、これらを考慮の上、提案してください。
  - (1) 基本審査 … 提案事業が、「地域活動支援事業の目的に合致しているか」を確認します。
  - (2) 採択方針 … 「採択方針」とは、地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、各地域協議会でその方針を明らかにしたものです。

### 北諏訪区 地域活動支援事業 採択方針

北諏訪区の活性化につながる事業及び住民の生活環境の向上に資する事業で、事業実施による効果が期待できる事業を優先的に採択する。

なお、優先的に採択する以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランス、地域の要望等を考慮し採択する。

#### 優先的に採択する事業の分野

##### ○地域振興に資する事業

(例) 地域の魅力づくり、各種団体との連携、住民交流の場の充実、住民交流（世代間交流）事業、住民啓発事業 等

##### ○生活環境の向上に資する事業

(例) 定住促進、住環境の充実につながる事業 等

##### ○安全安心、地域防災の向上に資する事業

(例) 自主防災組織の活動支援（ソフト）、消防団員の発掘・確保 等

##### ○教育文化・健康に資する事業

(例) 教育環境の充実、伝統・文化を継承する事業、スポーツ振興事業 等

##### ○その他

上記に属さないが、北諏訪区の活性化につながる事業



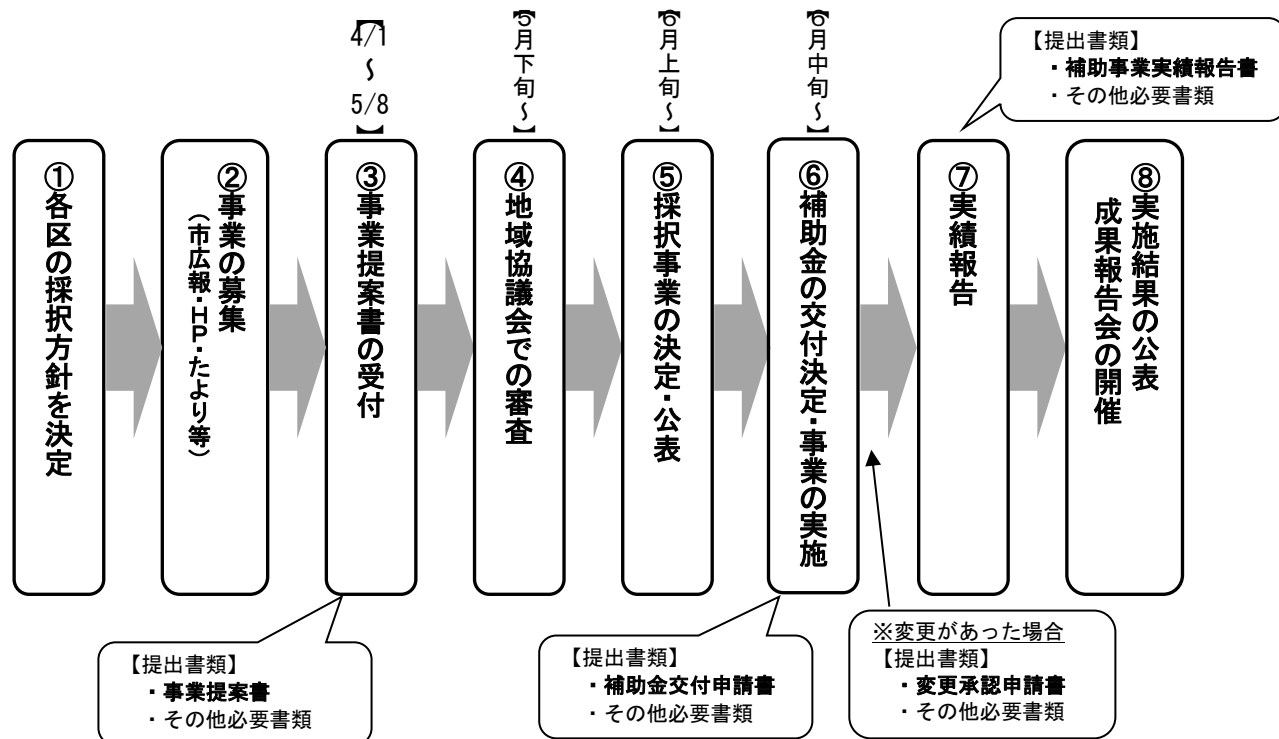
(3) 共通審査基準 … 次の項目と視点により、地域協議会委員が審査します。

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li> <li>・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。</li> <li>・全市的な方向性と合致しているか。</li> <li>・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。</li> </ul>
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。</li> <li>・地域の実情や住民要望に対応したものか。</li> <li>・緊急性の高い提案事業であるか。</li> <li>・ほかの方法で代替できないものであるか。</li> <li>・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。</li> </ul>
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。</li> <li>・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li> <li>・資金調達の規模や時期に無理はないか。</li> </ul>
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。</li> </ul>
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li> <li>・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。</li> <li>・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。</li> </ul>

## ■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や成果発表会での公表を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

## ■フロー図（事業実施の流れ）



まずは、北部まちづくりセンターに電話でご相談ください！

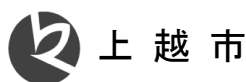
### 北諏訪区の担当事務所

#### 北部まちづくりセンター

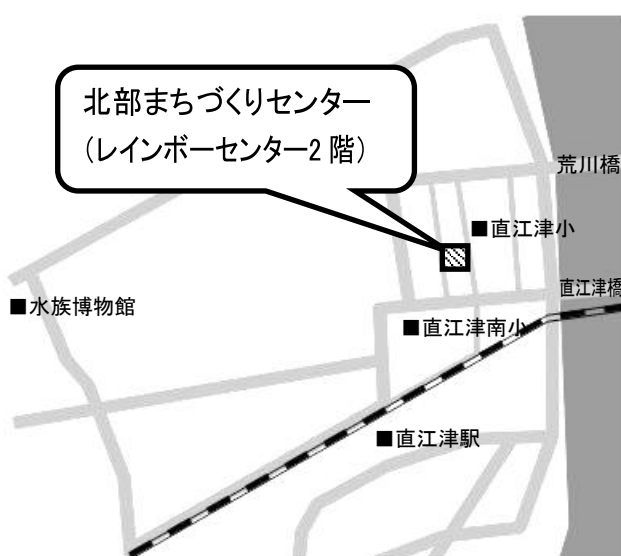
〒942-0001 中央 1-16-1  
(レインボーセンター2階)  
TEL 025-531-1337  
FAX 025-531-1338

メール [hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp](mailto:hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp)

#### 【事業全体のお問い合わせ先】



自治・市民環境部 自治・地域振興課  
TEL 025-526-5111(内線 1584)  
ホームページ <http://www.city.joetsu.niigata.jp>



応募する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！

## 令和2年度 北諏訪区地域活動支援事業提案書 受付一覧

No.	事業の名称	団体等の名称	複数に 提案して いる場合	事業費等(単位:千円)		事業内容の概要
				事業費	補助希望額	
1	直江津東地域学校教育・家庭教育支援事業	直江津東地域学園運営協議会	有田区 保倉区	458	22	直江津東中学校区の学校教育及び家庭教育の一層の充実を図るため、「教育要覧」「教育ハンドブック」を発行し、各家庭等に配布する。
2	北諏訪地区の小学生女子健全育成事業	北諏訪ファイターズ		172	171	バレーボールを通じた子どもの健全育成を目的に、必要な用具を揃え定期的な練習を行うとともに、各種大会へ参加し北諏訪区をPRする。
3	仲間づくりと生きがいづくり事業	地域交流応援隊		147	147	地域住民の仲間づくりと生きがいづくりを目的に、町内会館や公民館で健康体操・趣味講座などを実施する。
4	北諏訪っ子のびのび育成事業	北諏訪小学校PTA		244	243	北諏訪小学校の子ども達が様々な体験を行うことで、将来の夢と希望に対して意識を高めることを目的とする。
5	北諏訪地区の子ども達に伝統文化の茶道を教える事業	子どもに茶道を教える会		43	42	茶道を通じた子どもの健全育成を目的に、小学校の文化祭でお茶会を開催し、伝統文化の継承や地域の世代間交流を行う。
6	直江津東中学校区小・中学生キャリア教育支援事業	直江津東地域学園運営協議会	有田区 保倉区	3,102	165	小・中学生の自立や、若手リーダーの育成等を地域全体で支援するために、地域の企業や中学校の卒業生、地域住民の協力を得て、仲間づくり活動や講演会の開催、職場体験成果発表会、立志式等を実施する。
7	北諏訪を花で飾る事業	北諏訪まちづくり振興会		95	95	北諏訪区の住民の交流と心の健康に寄与するため、チューリップの球根を配布し、各町内会で花壇に植える。
8	きたすわ将棋の広場事業	北諏訪まちづくり振興会		50	49	日本古来の知的ゲームである将棋を学ぶことにより、高齢者の認知症予防や交流促進だけでなく、青少年の考える力の育成や将棋を通じた知的交流の機会を設ける。
9	北諏訪まちづくり振興会活動PR事業	北諏訪まちづくり振興会		201	201	令和元年12月に発足した「北諏訪まちづくり振興会」の活動などを広く周知し、地域住民の活動を促進させるため振興会だよりの発行を行う。
10	北諏訪まちづくり振興会活動整備促進事業	北諏訪まちづくり振興会		752	751	北諏訪まちづくり振興会の振興会だよりの作成、研修会の企画や参加者募集などの事業実施に必要な機器等を揃え、将来を見据えた安全・安心で活力ある地域づくりを目指す。
11	北諏訪小学校地域連携活動支援事業	北諏訪地区学校後援会		2,117	2,116	北諏訪小学校やPTAなど様々な行事において、多くの地域住民が参加し、児童と交流を深めるため、大型スクリーンやステージ幕など必要な備品を揃え、イベントの効果を高め、世代間交流を図る。
			残額			
配分額 (単位: 千円)	4,900	差引	898	7,381	4,002	